

【令和 8 年度】

令和 9 年度

仙台市保育所等老朽化施設対策整備事業者 募集要領

令和 8 年 7 月
仙 台 市

1. 募集内容

(1) 募集の趣旨

入所児童の安全確保および教育・保育環境の改善を図るとともに、保育の提供量の維持を目的とし、老朽化した保育所および認定こども園（以下「保育所等」といいます。）の施設の大規模修繕および改築整備を行う事業者の募集を行います（2 事業者程度を予定）。

(2) 応募者の資格について

下記のすべてに該当する法人が本市内で運営・設置している保育所等の整備を対象とします。

- ① 保育所の設置主体が社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人または公益財団法人（認定こども園の場合、社会福祉法人または学校法人）であること
- ② 仙台市の教育・保育行政を理解し、児童福祉事業に熱意を持ち積極的に協力いただけること
- ③ 保育事業を遂行する十分な信用、技術能力等を有し、継続的かつ安定した運営ができること
- ④ 整備を行う保育所等を現に運営しており、かつ当該保育所等の建物を所有していること
- ⑤ 過去の保育所等の公募および施設整備において不誠実な対応を行うなど、運営者として市が不適当と認める事由を有しないこと
- ⑥ 現に経営する事業全体の運営内容および財務内容が適正であり、本整備事業を行うにあたって必要な資力が十分にあること
- ⑦ 当該保育所等を利用する児童の保護者に対し、整備計画について事前に十分な説明を行い、計画に係る要望等に対し、誠実に対応できること
- ⑧ 老朽度調査の結果および耐用年数の超過年数が以下の基準のいずれかを満たすこと。
老朽度調査の結果…（木造）老朽度 5,150 点以下 or（非木造）現存率 80%以下
耐用年数の超過年数…－6 年以上
- ⑨ その他、市長が不適当と認める事由を有しないこと

(3) 整備手法・補助制度について

令和 8 年 4 月 8 日付こ成事第 273 号こども家庭庁長官通知「就学前教育・保育施設整備交付金の交付について」で示される、「就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱」（以下「国要綱」といいます。）の 5 で示される下記の整備内容を対象とします。

① 大規模修繕

一定年数を経過して使用に堪えなくなった施設の改修や各種設備の改造等の整備をすること。

② 改築（老朽化施設改築）

老朽化した既存施設の改築（一部改築を含む）や、建替え等の整備をすること。

※ 定員増を伴う整備は応募対象外であるため、原則として、保育室の面積を増加させるなど、建物の延床面積を増加させることはできません。

※ 整備後の定員数は地域の保育需要を考慮し、適切な数を設定してください。

※ 補助金額および補助対象経費等は国要綱に定められた通りとします。

例) 改築事業（定員 120 名、特殊付帯工事有、解体工事有、仮設施設整備有）の場合
補助対象経費…工事費,工事事務費,実施設計費,解体撤去工事費,仮設施設整備工事費
補助金額…補助対象経費の 3/4（補助上限額：313,659 千円（令和 8 年度基準額）

※ 着工にあたっての入札・契約関係事務は、本市の取扱いに準じた事務手続きで進めていただきます。

※ 補助金の対象経費は、本市による国庫協議の後、国より内示を受けた後に契約したものについてのみ対象となります。（実施設計、工事契約等）

※ 社会福祉法人が設置する施設について、令和 8 年 4 月 8 日こ成事第 65 号こども家庭庁生成育局長通知「老朽民間児童福祉施設等の整備について」に準じて改築整備をする場合、整備に係る費用を独立行政法人福祉医療機構から借入れる際に、利子に関する優遇措置を受けることができます。詳しくは、上記通知をご確認ください。

（４） 建物の規模・施設内容等

「児童福祉施設の設備および運営に関する基準」（昭和 23 年厚生省令第 63 号）をはじめとする認可基準等に関する法令および条例、建築基準法および建築基準法施行令・消防法等の関係法令に定める基準に従ってください。

（５） 整備期間中の保育について

整備にあたり、一時的に通常とは異なる部屋や仮施設等において保育を行う場合も、（４）で挙げた関係法令に定める運営および設備基準に従い、整備期間中の児童の保育に対しても十分に配慮するように努めてください。また、上記の整備期間中の保育環境の変化に関して、児童の保護者に対し十分にご説明の上、同意を得られるよう誠実な対応をお願いします。

なお、仮施設を設置する場合は、基準等への適合状況等について確認させていただきますので、事前に当課と図面協議を行うとともに、避難経路や採光の確保について関係機関に確認を行ってください。

2. スケジュール

令和 11 年（1 か年事業の場合は令和 10 年）3 月 31 日までに本体工事、既存建物解体、外構工事、仮設園舎解体等その他の諸手続きを含むすべての事業を完了すること。なお、原則初年度における予定進捗率は 30%程度とし、補助金については、初年度に補助額に進捗率を乗じた金額相当分を交付し、次年度に残額を交付いたします。

時期		内容
令和 8 年	～8 月 31 日（月）	事前協議
	10 月 9 日（金）	事業申請書 提出〆切
	11 月下旬	選定委員会（協議継続事業者の決定。 2 事業者程度を予定）
令和 9 年	1 月下旬	施設整備補助に関する審査委員会
	1 月下旬	国庫協議
	4 月上旬	国庫内示⇒以降、実施設計等事業開始

令和 10 年	1 月頃	補助金交付申請書（R9 年度分）提出
	～ 3 月末	1 か年事業：工事完了期限， 事業実績報告書（R9 年度分）提出
		2 か年事業：工事着工期限， 事業実績報告書（R9 年度分）提出
	4 月頃	国庫内示（2 か年事業の場合）
令和 10 年	4 ～ 5 月頃	補助金支払（R9 年度分）
令和 11 年	1 月頃	補助金交付申請書（R10 年度分）提出
	～ 3 月末	2 か年事業：工事完了期限， 事業実績報告書（R10 年度分）提出
	4 ～ 5 月頃	補助金支払（R10 年度分）

※国庫協議の状況によっては、スケジュールに変更が生じる可能性があります。

※整備内容により、工事入札以降のスケジュールは多少前後することが可能です。

【事業選定・採択に関する考え方】

事業申請書が提出された提案について、老朽度調査（令和 8 年 4 月 8 日こ成事第 65 号こども家庭庁成育局長通知「老朽民間児童福祉施設等の整備について」に基づく調査）の結果や施設の耐用年数の超過状況、整備計画に係る実現性や資金計画の適切性等を点数化して審査し、選定します。なお、申請が 1 件のみの場合も含め、審査等で事業申請書の内容等が不適切と判断される場合、協議を中止させていただく場合があります。

3. 事業申請の受付について

（１） 事前協議

事業申請に先だって整備計画に関して当課と事前協議を行っていただきます。エントリーシート（別紙）をご準備の上、8 月 31 日（月）までに下記担当課までご連絡ください。

（２） 事業申請書の提出

事業申請提出書類一覧（別紙）についてご準備いただき、10 月 9 日（金）までに下記担当課あて持参または郵送にてご提出ください。

（３） 提出・問合せ先

〒980-8671 仙台市青葉区上杉一丁目 5 番 12 号 上杉分庁舎 7 階

仙台市役所 こども若者局 幼稚園・保育部 幼保企画課

電 話 022-214-8753 F A X 022-214-8489 メール kod006162@city.sendai.jp

4. 留意事項

（１） 補助金について

①本募集は、国の就学前教育・保育施設整備交付金を活用するため、国および市の令和 9 年度予算の状況によっては協議を中止する可能性があるほか、補助率や補助の範囲などが変更になる可能性があります。

②同様に、2 か年目分である令和 10 年度予算についても、国および市の予算が不成立等となった

場合は交付できない場合もございますので、これらについて予めご承知おきください。

- ③国との協議結果によっては、事業申請内容どおり事業を進めることができない可能性があること、スケジュール等の変更が生じる可能性がございます。
- ④1件あたりの申請額によっては、協議継続決定事業者の数が増減する場合がございます。

（２） 情報の公開

事業申請書等提出された書類は、理由の如何を問わず返却いたしません。また、事業申請書提出後の選考・選定過程に関する情報は、必要に応じ公表することがあります。

（３） 個人情報の取扱い

応募に際し記載された個人情報・法人情報は、本事業の事業者選定に関する範囲内のみで使用します。当該個人情報については、個人情報に関する法令、条例および規程により適切に管理を行い、法令等による除外事項を除き、目的外利用および第三者提供を行うことはありません。

（４） 基準等の変更の可能性への対応

今後国が示す制度の内容により基準等が変更となる可能性があります。変更への対応等については事業者の責任により行うこととし、市はその損害等を補償いたしません。

（５） 応募のための費用

応募者は、事業計画が採択されない場合、協議が途中で終了する場合を念頭におき、協議時点での不動産の売買、借地借家契約、金融機関からの借入、施設整備に係る設計業務や老朽度調査業務への支出等については慎重に判断してください。協議のために要した費用については全て応募者の負担とし、市は補償しないものとします。

（６） 事業の実施にあたっての調整等

保育所等整備に関しての関係機関・各種団体の調整は、事業者の責任において行っていただきます。特に利用児童の保護者や、整備予定地の近隣住民や町内会に対しては、整備計画に係る説明を十分に行っていただき、計画に係る要望等に対し、誠実に対応するように努めてください。

（７） 事前協議について

事業申請書提出前の事前相談等のため来庁される場合は、電話で事前にご予約をお願いいたします。なお、事前協議は書類審査や事業者の決定を行うものではありません。

（８） 財産処分について

既存建物の新築・改築時に国または本市補助金を受けていた場合、既存建物の解体工事に伴い、国または本市への財産処分の手続きが必要となる場合がございます。

事業の実施に際しては、地元建設業者等の積極的な活用について、ご検討をお願いいたします。また、宮城県では宮城県産木材の利用促進事業を行っています。こちらも合わせて活用をご検討ください。

宮城県 HP 「みやぎ材利用のススメ」

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/ringyo-sk/miyagizai-riyonosusume.html>